

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年6月3日(月)午後1時30分から午後2時37分

2. 開催場所 辰野町役場 2階第6会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2番	赤羽 則子
委員	3番	三浦 淳
	4番	上島 貞章
	6番	足助 聰美
	7番	下田 節子
	8番	野澤 修一
	9番	根橋 英男
	10番	根橋 鉄雄
	11番	竹淵 光雄
	12番	宇治 昭三郎
	13番	有賀 勝英
	14番	宮原 光平
	15番	小澤 浩矩

4. 欠席委員(1人)

16番 栗澤 幸雄

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

報告事項 専決事項について

5月許可決定の4条1件5条3件については長野県農業会議から5月15日 付で許可相当の意見答申があったので、許可指  
令書を交付した。

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 飯澤 誠

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

## 7. 会議の概要

### <尾坂会長>

どうも皆さんこんにちは。大変お忙しい中をお集まりいただきまして大変ありがとうございます。5月の末には甲信地方が入梅ということのようでございます。平年よりも10日も早いというような話でございますので、この異常が夏のほうに影響なければいいなと思っております。平穏な年であってほしいと願っているところであります。また、いろいろの会議がございます、それらについて若干皆様方に報告しながらあいさつに代えさせていただきます。5月21日に農業委員会の会長と事務局長会議が松本市で、中南信地区の会議がございました。ちょっと私都合悪かったので赤羽代理と事務局長の飯澤課長さんに出席いただきまして、県ほかのいろいろの説明があったわけでございます。農業委員の適正な事務実施についてとか、農地法許可関連について、それから人・農地プラン作成についてとかいうような話でございます、いろいろ説明があったわけでも私もその後いろいろ見させていただいたわけですが、一度見ただけではなかなかわからないこともございますが、またいろいろと問題が出た時点でまた事務局のほうからそういう点について説明をいただくことにしたいと思っております。それから5月30日に全国農業委員会長大会というのが東京でございました。それにちょっと私行って参りまして日比谷公会堂でありまして、全国から約2000人の会長さんが集まって盛大にやったところでございます。特に今回の提案である、要請決議でございますが、第1号議案として基本農政の確立にむけた提案というのがございました。それと、国益を守れないTPP交渉反対を求める要請決議というのがございまして、これらにつきましては満場一致で可決されたところで、特にTPPにつきましては、厳しい状況でございますが、一応農業委員会としても国に対して協定を結ばないように求めていくということでございます。そのあと三時から長野県選出国會議員との要請懇談会がございました。これにつきましては県選出の議員14、5名の方に出させていただきました。要請懇談会の懇談内容でございますが、TPP交渉参加撤退について、それから農業農村の再構築について、それから三つ目が春先の低温や霜などの異常気象による作物の被害対策について等要請を行いまして、その後懇談会を行ったところでございます。今問題になっているTPP交渉でございますが、これらをやれば農業は壊滅的になるんじゃないかという意見が多く出たところでございますが、それについてしっかりと要請懇談をしてきたところでございます。以上、報告を終わらせていただきますが、本日もいくつも議事がございますのでご審議よろしくお願ひ申し上げまして簡単でございますが挨拶といたします。

それでは私のほうから3番4番について進めさせていただきたいと思ひます。最初に議事録の署名人の指名でございますが、今回は7番の下田さん、8番の野沢さん、よろしくおねがひいたします。それでは4番の議事に入りたいと思ひます。議案第1号

の農地法の規定に基づく許可について事務局の方から説明をお願いいたします。

**【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】**

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。大字伊那富...番地のAさんが所有いたします、大字伊那富字巾上...番地、地目は畑、面積262㎡を、大字伊那富...番地のBさんが使用貸借により借受け、住宅を新築するための申請でございます。借人は現在、家族とともに社宅で暮らしておりますが、子供の成長等将来のことを考え、父親の所有地である申請地を借り受け、持ち家を新築したい計画でございます。申請地は市街化近接区域で広がりのない農地でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(2)の第2種農地、積極的2種農地であります。集落接続で許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、上島委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは現地を見ていただきました上島委員さん、説明よろしくお願いたします。

<4番上島委員>

はい、それでは報告いたします。先月の5月11日にA様から申請依頼がありまして、翌日の5月12日に宮原光平委員さんと竹淵光雄委員さんと私3人で依頼者のA様と現地を確認しましたところ、隣接する町道の幅は2.6メートルありまして、水道、排水施設、下水道です、その施設も整っており、また、境杭もきちんとしており、隣接する農地には日照等の影響も少なく、問題ないと判断しました。また、書類等もすべて満たしておりこれも問題ないと判断し、了解いたしました。以上審議のほどお願いいたします。

<尾坂会長>

はいどうもありがとうございました。この件につきまして、皆様方からご意見質問等ありましたらお願いいたします。場所はこれどの辺なんですか。

<4番上島委員>

(地図により場所の説明)

<尾坂会長>

わかりました。どうですかご意見質問等ございましたら。「なし」の声)で

は意見ないということですのでよろしいですね、これについて許可したいと思います。よろしく願いいたします。次に2番の件につきましてよろしく願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。

大字平出...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字平出...番地、地目は登記が田現況が畑、面積495㎡を、平出...にお住まいの息子夫婦、Bさん、Cさんが使用貸借により借り受け、共有名義で住宅を新築するための申請でございます。借受人は現在貸付人と同居をしておりますが子供の成長に伴い手狭となったため、父所有の申請地を借り受け、持ち家を新築する計画でございます。申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、桑沢委員、赤羽代理から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それにつきまして赤羽委員お願いします。

<2番赤羽委員>

それでは2番赤羽が説明させていただきます。5月18日夕方、桑沢委員と共に土地の立会いをさせていただきました。(図面により場所の説明)以前に駐車場ということで許可を取っていたのですがけれども計画変更ということで住宅を建てることになりました。きちんと区画もできております。ですので四隅の境界もはっきりしておりますので大丈夫だと思います。そして上下水道はすぐそこまで通っておりますので許可していただきたいと思います。以上ご報告いたします。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。これにつきましてご意見等ございましたらよろしく願いいたします。これ(議案書)裏の計画変更と同じなんですね。変更申請して駐車場から新築の申請にということですね。これに対してのご意見等ありましたらよろしく願いいたします。(「なし」の声)はい、なしという話でございますので許可することといたします。次に3番目、よろしく願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字樋口...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口字矢沢原...番地、地目は畑、面積266㎡と、大字赤羽...にお住まいのBさんが所有いたします大字樋口字矢沢原...番地、地目は畑、面積98㎡、合計2筆364㎡を、岡谷市川岸上...のCさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在親元に同居しておりますが、独立して持ち家を新築したいという計画であります。申請地はいずれの農地区分にも該当しないので、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、集落接続で問題ないと判断いたします。この件につきましては、桑澤委員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは詳細につきまして下田委員よろしく願いいたします。

<7番下田委員>

7番下田です。本来なら桑沢委員がこの説明をするところですが、急遽隣組のお義理ができて本日会議を欠席しますので私が代わって報告いたします。ただいま事務局の報告どおりですが、5月17日に桑沢委員と現地を確認しました。(場所の説明)今回の土地は四隅ともしっかりと杭がしてあり、上下水道の公共柵も設置されなんの問題もないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。ただ今下田委員の方から説明がありました。何かご意見ご質問等ございましたら。(意見なし)はい、意見等ないということでのこの件につきまして許可したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について事務局から説明をお願いいたします。

### 【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計11件、25筆、面積は24,447㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<尾坂会長>

ただ今事務局のほうから説明がございましたが何かご質問等ございますか。ちょっとすみませんがこの土地所有者B地区、塩尻市というのは塩尻市の人を持っているとい

うことですか。

<千田書記>

はい、利用権の設定は貸し借りする土地の所在する農業委員会というか市町村に出していただきますので、借りる方貸す方が町外であっても農地が町にあればこちらに提出されてまいります。

<尾坂会長>

はい、というわけでございますので、塩尻市の方の土地でございますがこういう形でございます。何かご質問等わからない点ございましたら。ご意見等ないようでございますので許可したいと思いますのでよろしくお願いします。

次に議案第3号、非農地の承認について事務局説明お願いいたします。

(説明の前に非農地証明について説明)

**【非農地の承認について】**

非農地証明書の交付について、大字小野…の A さんから申請がありました。理由としまして、30年以上前から申請地周辺一帯が山林化しており15年ほど前に所有者が人為的に山林とした土地であります。農地に復元するのは容易ではなくまた農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。この件につきましては、小澤委員が現地を確認しております。

<尾坂会長>

それでは現地立会いをいただきました小澤さん。すみませんけどちょっと、番号と名前と、立ち上がって説明をお願いいたします。

<15番小澤委員>

15番の小澤です。5月2日でしたか、Aさんと一緒に現地を見ました。状況的には、写真も添付されていましたが、状況的にはもう周り植林されて A さん以外のところも植林されて農地に戻すような場所ではないということです。Aさんのところはヒノキが植えてありまして下草というかはきれいにされており、その近くの人たちもみんなきれいにしてありました。(場所の説明)意外と広い場所でしたけれどもほとんど植林されていて農地に戻すのは難しい場所だということで確認させていただきましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

(尾坂会長場所について質問、小澤委員返答)

<尾坂会長>

ただ今説明のあったとおり、もう30年以上、植林されて木が立っているという状況で

ございますので非農地とするか、何か質問がございましたらお願いいたします。(なし)  
ないようでございますのでこの件につきまして承認することにいたしますのでよろしくお  
願いいたします。次に報告事項についてお願いします。まず(1)専決事項について、  
事務局お願いします。

## 報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、専決事項ということでお願いしたいと思います、5月  
許可決定の4条1件、5条3件につきましては、長野県農業会議から5月15日付けで  
許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。  
報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

ただ今事務局から報告ありました。よろしくお願いいたします。

## その他

○新任農業委員研修会について

(7月19日(金)松本市浅間温泉文化センター)

○意見書のチェック事項、委員のあて職についての説明

○次回委員会開催日 7月5日(金)午後1時30分第6会議室

○その他

上伊那農業委員会協議会市町村会長会議

(6月12日(水)伊那合庁舎、会長出席)

長野県女性農業委員の会総会・研修会

(7月3日(水)松本市浅間温泉文化センター、女性委員出席)

○大豆の種まきについて(有賀委員)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証  
するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印